

# **第1章 東京都福祉のまちづくり条例 に基づく整備基準等改正の考え方**



## 1 これまでの経緯

### (1) 条例による施設整備の推進

- 東京都は、東京都福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場を一般都市施設として、施設所有者等に対し、出入口の段差解消や車いすが通れるような幅の確保など、高齢者や障害者等が円滑に利用できるよう定めた整備基準への適合を求めてきた。
- 特に、先述した一般都市施設のうち、一定規模以上を指定した特定施設については、新設若しくは改修（建築物においては、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更）する際に、工事着工前の届出義務を課し、区市町村での指導・助言を行いながら施設整備を進めてきた。
- また、施設所有者の申請により、一般都市施設が整備基準に適合している場合には、整備基準適合証を交付して、東京都のホームページで整備基準適合証交付施設として紹介するなど、整備基準適合への誘導策も併せて実施し、施設整備を推進してきた。

### (2) 整備基準の改正

- 条例の制定から 5 年が経過した平成 12 年、都民に身近な施設のバリアフリー化を推進するため、マンション等共同住宅を新たに福祉のまちづくり条例の整備対象施設とするなど、整備基準等の一部改正を行った。
- さらに、子育て支援環境の整備を推進するため、ベビーチェア、ベビーベッド、授乳場所等を整備項目として追加するとともに、車いす使用者、高齢者、妊娠婦、乳幼児を連れた者等だれもが円滑に利用することのできる便房「だれでもトイレ」の整備を進めてきた。

### (3) 他の法令、条例の施行

- 平成 12 年、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が施行され、旅客施設を新築等する場合には、基準に定めた整備をするよう交通事業者へ義務が課されるこ

ととなった。

- さらに、平成 15 年には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）の改正に伴い、東京都は、「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「ハートビル条例」という。）を平成 16 年 7 月に施行した。このことにより、福祉のまちづくり条例が対象としている一定規模以上の建築物については、建築確認申請時において基準への適合が義務化され、建築物の整備がより推進されることとなった。
- 平成 18 年には、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が施行され、法による整備を求める施設として、公園、路外駐車場が新たに追加された。これと併せてハートビル条例も「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」という。）に改正し、建築物におけるバリアフリー新法との整合性を図った。

## 2 条例の改正に伴う整備基準等改正の基本方針

### （1） 努力義務から遵守義務へ

- 国のバリアフリー新法の施行などにより、これまで福祉のまちづくり条例が対象とし、適合努力義務を課してきた施設の一部でも、整備が義務化されることとなった。
- 平成 20 年 11 月に東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）が意見具申した「東京都福祉のまちづくり条例の改正及び推進計画策定の基本的考え方」では、今後の福祉のまちづくり条例は、高齢者、障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方を基本理念とした条例とするようその考え方を示した。このため、条例で定める施設整備についてもユニバーサルデザインの考え方を立って、すべての人が利用しやすい施設への整備という視点が求められ、これまで整備基準への適合を努力義務としていたものを一歩進んで遵守義務とし、より実効性を高めることが必要になった。

## **(2) 実効性のある整備基準**

- そこで今回の整備基準の改正にあたっては、バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例との整合性を図ることとした。  
また、建築物、公園、公共交通施設など、それぞれにおいて整備基準を定めるが、公園の中にある建物などについては、公園として捉えるのではなく、建築物としてのより厳しい整備基準を適用することを基本とすべきである。
- 福祉のまちづくり条例の整備対象範囲はバリアフリー新法や建築物バリアフリー条例が義務化の対象としていない、物販・飲食店などの生活に身近な小規模建築物、小規模な公園、バリアフリー新法に基づく特定道路以外の道路等、幅広いものとなっている。
- 整備対象が多岐に亘るため、敷地の状況や構造上の理由等により、整備基準を遵守することが困難な場合の対応やその判断基準などを施設整備マニュアル等の中でわかりやすく示す必要がある。特に、既存施設の改修にあたっては、空間上の制約などにより多くの困難が生じることから、施設の運営管理、利用者のニーズなどの現状を十分に把握し、利用者の意見を取り入れながら、ハード整備の部分と利用者へのケアなどソフト的な対応の部分を、総合的に勘案して整備していくことも併せて示していく必要がある。

## **(3) 建築物の整備における課題と改正のポイント**

- 一般都市施設のうち、建築物については、福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例という二つの条例があることにより、施設整備を行う事業者や届出の指導・助言を行う区市町村窓口担当者からわかりづらいことが課題として指摘されている。このため、今回の改正では、両条例の整備項目や整備基準の関係整理を行う。
- また、今後の福祉のまちづくり条例では、地域に身近な小規模建築物の整備を進めることが新たな役割として求められていることから、小規模建築物の実態にあつた整備基準を新設し、確実に整備を進めていく。これにより、都民がより生活に身近なところで福祉のまちづくりを実感できるようにしていく。